

## 平成19年第4回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成19年6月12日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに行政報告  
陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第5号 「日豪EPA・FTA交渉に対する」陳情書について
- 第 6 陳情第6号 「非核日本宣言」を求める意見書の採択を求める陳情について
- 第 7 陳情第7号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情について
- 第 8 陳情第8号 県に『子育て新税』を導入しないで下さい』の意見書を求める陳情書について
- 第 9 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

|     |           |     |          |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番  | 鈴木 一 君    | 2番  | 福田 守 君   |
| 3番  | 杉澤 隆一 君   | 4番  | 熊谷 隆一 君  |
| 5番  | 鈴木 良勝 君   | 6番  | 中村 利昭 君  |
| 7番  | 中村 美智男 君  | 9番  | 武藤 威 君   |
| 10番 | 戸沢 藤一 君   | 11番 | 森元 淑雄 君  |
| 12番 | 熊谷 良夫 君   | 13番 | 齊藤 新一郎 君 |
| 14番 | 澁谷 俊二 君   | 15番 | 泉 繁夫 君   |
| 16番 | 吉野 久 君    | 17番 | 深沢 義一 君  |
| 18番 | 高橋 正治 君   | 19番 | 戸澤 勉 君   |
| 20番 | 飛澤 龍右エ門 君 | 21番 | 高橋 猛 君   |
| 22番 | 伊藤 福章 君   |     |          |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                      |          |         |          |
|----------------------|----------|---------|----------|
| 町 長                  | 松田 知己 君  | 副 町 長   | 佐々木 敬治 君 |
| 収入 役                 | 坂本 昇一 君  | 町長公室長   | 深澤 廣 君   |
| 総務課長                 | 深澤 廣 君   | 企画課長    | 小原 正彦 君  |
| 税務課長                 | 藤原 茂夫 君  | 住民生活課長  | 鈴木 四郎 君  |
| 総合サービス課長             | 山内 英世 君  | 福祉保健課長  | 辻 一志 君   |
| 農政課長                 | 照井 智則 君  | 商工観光課長  | 小林 宏和 君  |
| 建設課長                 | 鈴木 隆 君   | 国体室長    | 澁谷 陽嗣 君  |
| 出納室長                 | 深澤 章一 君  | 農業委員会会長 | 蒔野 賢之輔 君 |
| 農業委員会庶務班長<br>兼農地調整班長 | 高橋 浩之 君  | 教育委員長   | 清水 猛 君   |
| 教 育 長                | 後松 順之助 君 | 学務課長    | 高橋 薫 君   |
| 社会教育課長               | 泉谷 隆雄 君  | 幼児教育課長  | 齊藤 克也 君  |
| 代表監査委員               | 久米 力 君   |         |          |

職務のため出席した者の職氏名

|       |        |         |       |
|-------|--------|---------|-------|
| 事務局 長 | 深澤 克太郎 | 庶務班 長   | 後藤 貞江 |
| 主 査   | 武田 浩之  | 兼 議事班 長 |       |

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（伊藤福章君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第4回美郷町議会定例会を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、森元淑雄君、12番、熊谷良夫君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月12日から6月15日までの4日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月15日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸澤 勉君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸澤 勉君 登壇）

○議会運営委員長（戸澤 勉君） おはようございます。

6月5日、議会運営委員会を開催しまして、次のとおりに決定しました。

定例会議の会期につきましては、6月12日から15日までの4日間といたしました。

次に、審議内容について申し上げます。

初日は、議長の諸般の報告、町長の召集あいさつ並びに行政報告を行い、陳情の審査を各常任委員会に付託し、その後、一般質問を行う予定です。質問者は3名です。

13日、水曜日は、本会議を休会しまして、各常任委員会を開催し、付託されました案件の審査

を行う予定です。

14日、木曜日は、午前10時より本会議を再開しまして、報告第1号から報告第3号まで、並びに議案第39号から議案第48号までの内容の説明を行う予定です。

15日、金曜日は、14日に説明のありました議案第39号から議案第48号までの審議を行う予定です。その後、委員会報告を行いまして終了の予定です。

以上、ご報告いたします。

○議長（伊藤福章君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町の監査委員より例月出納検査、平成18年度予算、19年度予算それぞれの4月分の報告がありました。その写しを皆さんのお手元に配布しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

#### ◎町長の招集あいさつ並びに行政報告

○議長（伊藤福章君） 日程第4、町長の召集あいさつ並びに行政報告を行います。本定例会にあたって、町長より召集あいさつ並びに行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 平成19年第4回美郷町議会定例会の開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、召集のあいさつといたします。

はじめに、町長公室関係ですが、行政座談会を6月20日から22日の3日間町内3カ所で開催いたします。また、今年度から新たな試みとして、7月から9月まで、各行政区の申し込み方式による「やまびこ座談会」を開催いたします。座談会では、今年度の主要事業を説明し町民の皆様からの様々なご意見を伺い、今後のまちづくりに反映させてまいります。

また、6月には町の広報誌に関するアンケート調査を行い、寄せられたご意見を紙面作りに反映させ、町の情報をよりわかりやすく発信できるようにいたします。

次に、総務課関係ですが、4月から秋田県との人事交流のほか、美郷町社会福祉協議会、秋田県後期高齢者医療広域連合に新たに職員を派遣しております。

行政経営という観点からは、人材育成が一つの大きなポイントになるため、今年度から従来の職員研修制度に見直しを加え、行政経営に対応できる職員を育成してまいります。

4月25日に町内3地区で行政協力員会議を開催し、昨年度に統一した行政協力員の役割や行政区への補助制度について説明を行っております。また、昨年度の行政区再編の状況ですが、4月1日現在で六郷地区では42行政区から37行政区、仙南地区では72行政区から55行政区と再編が進んでおります。今後も関係者のご理解とご協力をお願いしてまいります。

また、先般、「ことしの美郷のまちづくり」を作成し、全世帯に配布いたしました。今年度のまちづくりの具体策についてご理解いただき、まちづくりに対する情報を町民と行政が共有し、住民参加のもとでのまちづくりを推進してまいります。

平成19年度的美郷町職員採用試験についてですが、来年度の採用予定として上級職若干名を募集いたします。採用試験の受験案内については、広報美郷及び美郷町ホームページに掲載し、周知いたします。

公共施設のあり方についてですが、公共施設、望ましい学校規模の検討及び温泉施設のあり方の3つの柱で検討をしております。現在は、各公共施設の基礎データの収集や全体的なスケジュール調整作業を行っており、今後、作業の進捗にあわせて議会にご報告してまいります。

税務課関係ですが、三位一体改革に伴い、地方自治体が自主的に財源の確保を行い、より身近な行政サービスを自らの責任で効率的に行えるよう、国の所得税から地方の住民税へ税源が移譲されます。本町では、この税源移譲及び定率減税の廃止等による影響額は1億4,300万円増と見込んでおります。

企画課関係ですが、生活バス路線の関係について報告します。去る3月30日付けで羽後交通株式会社より経営改善、経営改革の一環として管内14路線の廃止、一部廃止の申し出があり、美郷町については平成20年3月末日をもって、「湯ノ沢線」「板見内線」の2路線を廃止、「千屋線」の川口―奥羽山荘間一部区間を廃止したい旨の協議がありました。

町では、この3路線のうち廃止となる「湯ノ沢線」「板見内線」については、通勤通学をはじめ地域の公共交通としての役割は大きいものと認識をしており、特に、「湯ノ沢線」については、千

畑温泉までの運行延長により温泉利用に大きく寄与しており、これまで生活バス路線としての補助と単独による事業者負担補填を実施してまいりました。

今後は、大仙市と連携を図りながら対応等を検討してまいります。

次に、情報化社会に向けた取り組みとして、今年2月に美郷町ブロードバンド推進協議会を設立し、光ファイバーを利用した通信サービスの早期実現に向けた要望活動を展開してまいりましたが、NTTの「Bフレッツ」のサービスを今年7月から美郷町84局の一部地域で開始することが決定しました。町並びに同協議会では、今後も美郷町内のサービス提供エリア拡大に向けた取り組みを継続してまいります。

住民生活課関係ですが、大仙美郷環境事業組合の一般廃棄物最終処分場建設整備事業につきましては、5月末現在で全体の27.0%の進捗率で、来年3月の完成を目処に順調に推移しております。現在、貯留設備底盤のコンクリート工事を行っており、8月には貯留設備、その後に被覆設備工事、屋根遮水シートなどの屋内工事を行なう計画であります。

次に家庭ごみ有料化につきまして申し上げます。国の基本方針を踏まえ、経済的インセンティブを活用したごみ減量化手法の一つとして、昨年度から大仙市との家庭ごみ有料化の検討協議につきましても、前回の定例議会にてご報告いたしております。

町で、ごみの減量化、再資源化について、これまで様々な施策を実施してきましたが、ごみの排出量は年々増加し、平成18年度では5,746 t と排出量抑制に歯止めが懸からない状況であります。

既に家庭ごみの有料化を実施している他市町村では導入後は減量化、再資源化の効果が大きく、ごみの排出量が抑制されておりますので、大仙市とともに有料化により、さらなるごみの減量、再資源化に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、さらに細部について大仙市と協議を重ね、平成20年度からの実施に向けて「ごみ有料化計画」を策定してまいります。

福祉保健課関係ですが、社会福祉協議会に委託してきましたシルバー人材センター事業は、高齢者の増加に鑑み今後の事業推進と運営基盤の強化を図るため、5月16日付で会員が運営主体となる社団法人として県の認可を受けております。法人化により、公共的・公益的性格も明確になり、経営の安定を確保することになります。町でも、高齢者の就業機会の確保や働くことを通じた社会参加、生きがいつくり、健康維持に大きな効果を期待しております。

次に、大曲仙北広域市町村圏組合が保険者となり、今年度から実施している新予防給付事業に

あわせ、新たに地域包括支援センターの職員を専任で配置いたしました。要介護状態となる可能性の高いいわゆる特定高齢者の把握のほか、要支援1または2と判定された方に対する予防給付プランの作成など予防に重点を置き、高齢者の総合的な相談業務を行っており、重度化の防止や介護負担の軽減に努めてまいります。

次に、国民健康保険税についてであります。平成18年度からの繰越金が2億9,000万円ほど見込まれることから、医療、介護とも税率を据え置くことにいたしました。また、医療費増大の最大の要因といわれる高齢者医療については、平成20年度から後期高齢者医療制度での対応となりますが、現在、運営について市町村で協議を進めていますが、制度運用のための電算システム導入に向けて取り組んでいるところであります。

次に、成人の健診事業についてですが、平成19年度の町による健診を4月10日から5月31日まで各保健センターなど町内10箇所、延べ53日間にわたって実施いたしました。

昨年度と同様に、基本健診とガン検診をセットにした受診者が一回で受診できる「総合健診」として実施しています。

現在、受診状況を精査し、健診機関からの健診結果通知を各受診者に通知していますが、受診者の皆様には、医療機関での受診の際には必ず医師に示すなど健診結果を有効にご活用くださるようお願いいたします。町では今後も一層の受診率の向上や健診の事後指導に努めてまいります。

農政課関係ですが、平成19年度の生産調整対策は、農家別転作目標面積1,666ha、生産目標数量配分率71.9%でJA・主食集荷業者に情報提供し、今年度から、全町一律配分とし、農家の皆様にご協力をお願いしております。4月26日までに農家から水稻生産実施計画書の回収を終了し、集計作業を進めております。転作の第一次確認は6月18日から29日までを現地確認期間として、関係機関の協力を得て作業に入ります。

加工米については、一昨年から産地意向による農家の自主的な希望数量の申込みとなり、今年度は234.0haの申込みがあり、昨年より45.7ha減、16.34%少なくなっております。

次に、新たな経営安定対策ですが、品目横断的経営安定対策への加入のため集落営農組織52組織、農業法人7組織、4ha以上の認定農家235経営体に対して加入手続きの説明会を開催するとともに、4月23日に美郷町地域担い手育成総合支援協議会を開催し、県や農業団体と連携のもと担い手への支援として担い手アクションサポート事業を推進しております。

次に、今年度から新たに始まった「農地・水・環境保全向上活動支援事業」ですが、4月1日に

38活動組織が町と協定書を締結、事業に着手し地域で様々な取り組みが行われております。4月12日には、秋田県農地・水・環境保全向上対策地域協議会が設立され、事業の推進体制が構築されております。

次に、合併協議中でありました仙北郡金沢西根土地改良区と秋田県南旭川水系土地改良区に、秋田県知事より合併認可書が交付され、4月1日に、新たに秋田県南旭川水系土地改良区として発足しております。

商工観光課関係ですが、地販地消については、5月14日に町内の消費者や農業・商工業、観光等関連団体役員20名に推進会議の委員を委嘱し、美郷町地販地消推進会議が発足しました。第1回目の意見交換では、町民の消費活動がまちづくりの大きな推進力になることを踏まえ、いかに地元消費を高めるかが今後の大きな課題となりました。

消費者の意見を大切に、各構成団体の連携のもと様々な視点で地域経済や流通の現状を確認し、消費者懇談会やワークショップも併せてスタートさせ、町ぐるみで取り組んでまいります。これらの活動が美郷町活性化や住民主導のまちづくりに反映されるよう取り組んでまいります。

「湯とびあ雁の里温泉 源泉掘削工事」ですが、今年1月19日から工事に着手しており、「工事請負者 株式会社日さく」が温泉施設周辺を調査し、既設1号井の近傍を掘削したい旨、協議がありました。町では「揚湯に関する条件」が担保された契約であることを踏まえ、協議内容を適当と認め、掘削を許可いたしました。工事の進捗状況ですが5月末現在で掘削深度200mに達しております。

サテライト六郷については、これまで幹事施行者であった東京都市収益事業組合から競輪事業撤退の申し入れがあり、3月8日にサテライト六郷運営協議会臨時会が開催されました。組合撤退に伴い、協議会会則の一部改正や役員選任について協議し、会長には立川市、副会長には六郷開発株式会社、理事には北日本自転車競技会及び美郷町、監事には青森市が互選され、4月5日から営業が開始されたところです。また、車券投票事務員等の雇用につきましては、新たな幹事施行者のもとで、再雇用を希望された方は全員雇用されております。今後、運営団体相互に連携しながら当該施設の円滑な運営に努めてまいります。

建設課関係ですが、5月末の発注状況については、道路維持工事関連が町内一円の舗装補修及び区画線設置など6件、1,534万円、道路改良舗装工事では赤城・扇田線4,326万円が発注済みであります。また、公園等施設管理業務委託として9件、2,889万円が発注済みであります。

上下水道関係では、畑屋地区と羽貫谷地地区の簡易水道の統合並びに給水区域の拡張につい

て、平成19年3月29日付けで知事より変更認可を得ており、事業執行計画に沿って円滑に事業を進めてまいります。

国体室関係では、仙南地区での現在の民泊の受入家庭の状況は新たな申し出もあり、登録数は138戸、宿泊可能人数は512人で、必要数には達していますが、引き続き予備家庭の登録を受付しております。また、7箇所の食事会場でのボランティアについては必要数を514人としており、地域の協力会に員数を割り当てて協力を呼びかけております。現在、不時の交替要員を含めて886人の届出があり、全体では78%ほどの充足率です。まだ役割分担の話し合いを続けている協力会が数件ありますが、より一層の理解を求めて準備に万全を期してまいります。また、国体参加意識の向上を図るため、要望等を踏まえて小中学生に競技ピンバッジを配布することにいたしました。

最後に、学務課関係ですが、去る4月2日と5月16日の未明に、千畑南小学校の南校舎窓ガラスの一部が何者かによって割られるという事件が発生しました。直ちに警察に通報し被害届を提出し、警察や警備会社に学校周辺や地域の警備の強化をお願いしました。千畑南小学校地区は、子どもの安全安心確保に熱心であり、子ども見守り隊も活発に活動していただいております。保護者の皆様にも周知し、不審者への注意と地域の見守り活動の一層の協力を呼びかけました。町では、学校敷地内にセンサーライトを設置するなど、防犯対策を講じたところです。子どもたちの大切な学校に対するこのような心なき行為は大変残念ではありますが、今後ともこれまで以上に安全管理に万全を期すように、校長会等を通じて確認し合っております。

また、町内の各中学校に配置している外国語指導助手ですが、7月末をもって契約が終了し3名とも帰国いたします。町ではこれを機にさらに子どもたちの語学力向上や国際教育の充実を図ることが期待できる民間委託に変更することで準備を進めております。ALTの人員については町の学校数を考慮し2名での対応としますが、優秀な人材を確保することで語学学習に必要な時間数を十分に確保できるものと考えております。今回、関係予算を補正計上しておりますのでよろしくご審議をお願いします。

続きまして、提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号「美郷町国民保護計画の策定の報告について」ですが、県との本協議を終え、計画を策定いたしましたので、ご報告するものです。

報告第2号及び第3号「繰越明許費繰越計算書の報告について」ですが、3月定例議会において議決いただいた平成18年度美郷町一般会計補正予算及び美郷町下水道事業特別会計補正予算の中の

繰越明許費について、繰り越した金額及び財源内訳等をご報告するものです。

議案第39号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ですが、東海林鉄郎氏を引き続き人権擁護委員として推薦したく、意見を求めるものです。

議案第40号「字の区域の変更について」ですが、土崎・小荒川地区土地改良事業の完了により、新たな字界を定める必要が生じたので、お諮りするものです。

議案第41号「財産の取得について」ですが、小型ロータリー除雪車の取得に係る契約について、お諮りするものです。

議案第42号「美郷町簡易水道設置条例の一部改正について」ですが、羽貫谷地地区簡易水道の畑屋地区簡易水道への統合及び給水区域の拡張にともなう改正について、お諮りするものです。

議案第43号「公の施設を横手市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について」ですが、横手市在住の児童が美郷町立保育園へ入園することになり、お諮りするものです。

議案第44号「平成19年度美郷町一般会計補正予算第2号」についてですが、児童手当の制度改正にかかる歳入歳出予算の増額、後期高齢者医療システム開発にかかる委託料、4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等について、お諮りするものです。

議案第45号「平成19年度美郷町老人保健特別会計補正予算第2号」についてですが、精算により国・県負担金の歳入予算の増額及び支払基金への償還金の歳出予算の増額について、お諮りするものです。

議案第46号「平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号」についてですが、4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等について、お諮りするものです。

議案第47号「平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号」についてですが、管渠埋設延長増に伴う事業費の組替え及び4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等について、お諮りするものです。

議案第48号「平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号」についてですが、本管が埋設されている土地購入にともなう歳入歳出予算の増額及び4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等について、お諮りするものです。

以上、行政報告とともに提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎陳情第5号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第5、陳情第5号 「日豪EPA・FTA交渉に対する」陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第5号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

◎陳情第6号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第6、陳情第6号 「非核日本宣言」を求める意見書の採択を求める陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第6号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

◎陳情第7号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第7、陳情第7号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第7号については、教育民生常任委員会に審査を付託

することに決定しました。

---

#### ◎陳情第8号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第8、陳情第8号 県に『子育て新税』を導入しないで下さい」の意見書を求める陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第8号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎一般質問

○議長（伊藤福章君） 日程第9、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告の順に許可いたします。

質問者は一般質問席に登壇して発言してください。

---

#### ◇武藤 威君

○議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君の一般質問を許可いたします。武藤 威君、登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君） 9番武藤です。おはようございます。

けさの新聞、またきのう、おとといと、今年金、年金、年金でどうも新聞、テレビで騒がれておりますけれども、6月になって税金とか年金とか、中には相撲で横綱なったというニュースがこうたくさん流れてきますけれども、いずれにせよ、我々一般市民には大変厳しい6月に入ったなと思われるわけでございます。

きょう三つほどでございますけれども、国保について、また、子育て新税、また、農作業関係、賃金関係のこともですけれども、いずれにせよ、こういういろいろな厳しい情勢の中でこれに我々、役場当局、また議会ともこう立ち会っていかなければできないという中で、私はこう思

うけれども恐らく町の方では何と思っているかなと、その程度で聞いてみたいなと思って、今回三つ取り上げてきました。

今年金の問題が今盛んにやっておりますけれども、6月に入ってこの定率減税の改悪から税源移譲ということで、この町でもやりくりしていかなければできないという中でございますけれども、魁新聞、朝日新聞、こう今月に入っているいろいろとって見てみましたけれども、「税源移譲、住民増税」というような大きな見出しなみから始まって、「それに伴い国保の滞納者も出て480万世帯」と、これは魁新聞です。それから、今まで払わなかったけれども、その受診抑制と、保険証をとられたという方でちょっとした病気では行かないという方で、受診が抑制されているというようなニュースがたくさん聞かれる時代になりました。

そういう中で質問するわけでございますけれども、第一に国保についてでございますけれども、先ほどからいいましたけれども、この6月から三位一体改革によって税源移譲と定率減税の廃止が今月の6月から地方税、我々に大きく影響してくるわけでございますけれども、この住民税増税が国保税や介護保険料の負担増につながるようになってくるわけでございます。今の情勢ですので、収入は変わらないと。あるいは、減りぎみなのに非課税の方が課税になると。ですから、払えない人も出てくるという恐れが十分にあるわけでございます。貧困と社会的格差の広がりは大変深刻でございます。とりわけ、国民健康保険の高い保険料と、そして保険料を払えない人から保険証の取り上げ、これはまさに命の格差まで生みだしているとマスコミも深刻な社会問題として今取り上げておるわけでございます。

ところで、一つ目でございますけれども、町でも残念ながら発行せざるを得ないというようなこともあると思いますけれども、この資格証の発行も今ふえておるわけでございます。もちろん、この発行された方は金がなくて払えないで仕方なく資格証明書を発行されたと。

ですから、せっかく病院に行つて金がなくて、今度は10割払わなければ今度は見てもらえないと。そういう中で受診を控えているという声も聞かれるわけでございますけれども、こういう傾向が本町であらわれているのかどうか、そのような影響が出ているのかどうかと。何らかの調査をしているのかどうかと。そういう中でどれだけ受診を控えているのか、そのあたりまでわかったら教えていただきたいというのが一つ目でございます。

それから、「おまえ、そんなこと言つて何となるっけな」というようなこともおしかりの言葉もあると思いますけれども、国保税自体なぜ上限をつくっているのかなと。この上限さえなくなれば、県もこの町もそれなりに財政もそっちの方に回していくのにいいのではないかなと勝手に考

えるわけでございます。いずれ、税金は本来累進制が原則と私は考えております。やはりお金の  
ある人はあるなりにこう払うべきで、やはりそれ相当に応分に負担すべきものが税金の仕組みで  
はないかなと私は考えておりますけれども、上限を設けていると。「そんなこと言たって国、県  
で決まっているもの、しかたないべ」という答えになるかもしれませんが、そこあたりは  
町の首長としてどういうことを考えているものか、聞いてみたいなと思っております。

それから、三つ目の団塊世代の今大量の退職と、この国保の適用者がふえていっていると思  
いますけれども、この対象となる方、所得ももちろん関係あると思いますし、その水準から考え  
て、また、そのクラスというのは今何ぼぐらいふえているのか、そのあたり検討しているのかど  
うかと、そこあたりですけれども。

それから、やはり我々もですけれども、町、この町民みんなですけれども、特に福祉を守ると  
いう時点から見た自治体の責務から、今町長の説明でありましたけれども、今回は国保税がある  
程度たまっているから上げないということのようでございますけれども、いずれにせよ、それに  
しても大変な会計だと私も考えております。やはり町としてもそういう福祉の増進を図るとい  
う責務から、やはり県にもどんどんと補助増額ということを申し入れながら、やはり町としてもこ  
の一般会計からそういう金がありましたら繰り入れながら、こうそういうか弱い人たちを助けて  
いくのも一つの手ではないかなと思っております。

それから、この件で最後ですけれども、申請減免でございますけれども、県内を見ても  
と、美郷はやっておる方にも見える。あればいいというわけではありませんけれども、わからな  
いでやれないという町村の、ほかの町村の方の声もあるわけでございます。やはり金の払えな  
い、病院に行けないという人を考えるとき、やはりその減免申請のPRももっとやっていかな  
ければできないのではないかなと思うわけでございます。

それから、次ですけれども、地方交付税から見た子育て税について、「何関係あるっけの」とい  
うようなこともおっしゃられるかもしれませんが、いずれ皆何から何まで関連ございませ  
るので、あえてこう二つの観点から言いたいわけでございますけれども、春に県議選が行われま  
したけれども、県議選に示された県民の判断はもちろん明確だったなど。県にも簡単に賛成、転換  
できない。これが世論動向のようだったようでございます。

しかし、ここでそんなこと言って寺田知事におしかりを受けるかもしれませんが、寺田  
知事は4月の人事で側近でこう固めたと言われております。強行の構えのようでございます。増税  
のビジョンを示しながら、全県9カ所でフォーラムと。県職員や市町村職員を動員しましたけれど

も、やはりその場でも反対論が大勢を示した、示され得たわけでございます。しかしながら、4,000人のアンケートを実行しまして、9月議会ではぜひともビジョンを通す構えのように思われてならないわけでございます。これずっと前から寺田知事がいろいろな公、また、ふだんの場でも言いましたけれども、恐らく3割削減になるのではないかと。これを前提した財源計画を持たなければできない。これを言う自体、私は無理難題、どこにもその根拠は私はないと思うわけでございます。第一、そんなに削減されたら、この美郷町初め、多くの自治体が自治体としての役割を維持できなくなるのではないかなと、私は考え、やはりそうした中では地方自治体制度が崩壊してしまうのではないかな。やはり、昔から地方自治体制度、また交付税制度を無視した、いわゆる地方自立論、やはり地方のことは地方でと。だから、新たな税金をとって子育ては充実させるなどということは、やはり現状を無視した暴論ではないかなと、私は勝手に自分でそう思っております。

やはり、この県、町、多くのこの町村では、こうした地方税など何らかの税制上の是正措置がなければ、標準的なサービス提供できるはずもないというのはだれだって考えておるといいますし、サービス提供もできるはずもないし、地方自治体として存続できるわけではないと私は勝手にそういうように考えておりますけれども、町長は町長として大変厳しい情勢の中、こういう中で何とかかんとかクリアしていきたいと頑張っておられる姿は見えるわけでございますけれども、あえて言葉でお聞きしたいわけでございます。

最後に、農業委員会の事務局長、きょう不幸でおられないということでございますけれども、私は蒔野農業委員会会長さんにお聞きするわけでございます。実は私もこの前に蒔野さん初め、ずっと長らく農業委員会会員としていさせていただき、面倒なっているいろいろこの農作業賃金等ではいろいろと相談初め、話し合ってきたうちの一人でございます。あえてお聞きするのも何ですが、ただ、行政がやはり先ほどの税源関係と同じように、農業もいろいろと今変わってきておるわけでございます。そういう中で、果たしてこのままでずっとやってきた形でいいものかどうかと。今はこれでよくても、どういうことを考えていかなければいけないのか、お互いに私も農家の一人として、また、昔農業委員やっていた一人として、また、現会長さんとしてもそういうことをいろいろ考えておるといいますので、そこらあたりをお聞きしたいということでお聞きするわけでございます。ですから、ざっと答えてくだされば結構でございます。

いわゆる、農作業賃金・料金、いわゆる標準額、この目安がことしも出してくれました。これを決める場合、やはり農機具の馬力はメーカーは何馬力で、例えば何条植えて何条刈りでその性

能と、さらには、近隣市町村とのつり合いと、それから、JA、カントリー、ライスセンターなど、いろいろな角度、分野から見ながら、検討に検討を加えながら、悩みながら今も決められていると考えますけれども、しかし、長年続く減反政策、さらには米は下がる一方、低米価と。さらには、株式会社の農地参入など今新聞にこう書かれてきて、我々農家はびくびく、びくびくしている状況のもとで、このままでこの形での米づくりが容易でないという観点ももちろんありますし、そういう中で今進められております集落営農組織が今進められておるわけで、やはりこれからはその集落営農、その他の影響もいろいろ出てくると思いますので、これを決めるに当たってどのような手順で決められたのか、そういうことも考えた上か、この後はどういうことが予想されるのか。質問要旨でそこまでなかったと言えればそれまでですけれども、わかる範囲内で話をぜひとも聞きたいものだなと思って質問いたします。

以上でございます。お願いします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 武藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険についてですが、国民健康保険制度は、議員ご存じのとおり被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保険制度で、その財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していく上で、また、被保険者間の負担の公平を図るという観点からも極めて重要な課題であることにまずはご理解をお願いいたします。

さて、議員ご質問の資格証明書についてですが、この制度は、平成12年の国民健康保険法改正の際保健所に義務づけられたもので、保険税納付に応じない滞納者に対し被保険者証の返還を求め、返還と引きかえに、または被保険者証の期限切れをもって資格証明書を交付するものです。しかし、その適用は滞納者一律適用ではなく、老人保健法の規定により医療を受けることができる被保険者や公費負担医療を受けることができる被保険者がいるときは、その交付対象から除外されることになっております。

町としては、資格証明書の交付という事態に至らないよう、これまで再三にわたる督促や納付指導の機会を設けてきておりますが、残念ながら交付せざるを得ない方々もいらっしゃいます。そうした方々に対しても引き続き納付に向けた取り組み等に努めておりますが、その際議員ご指摘の受診を控えている旨の声は実務担当者でも直接あるいは間接的にも伺っておりません。直接的な調査はしておりませんが、町においてはご質問のような影響は出ていないものと考えており

ます。

次に、国保税の上限についてですが、国民健康保険税の課税額は被保険者の所得等に基づきその世帯ごとに算定されますが、国民健康保険税は社会保険料としての性格を有するため、給付に対し負担が過度に高くなるよう政令で定める金額、つまり課税上限額を超えることができない旨、地方税法で定めております。また、医療分、介護分のそれぞれの課税限度額は地方税法施行令で規定されております。厚生労働省では毎年度試算を行い、限度額の適用を受ける世帯数が全世帯の5%を超えないよう見直しの要否を判定しており、今回の医療分の上限額見直しはそのルールのもとで改正されたものです。いずれ国の制度に基づく上限額の設定でありますので、上限額を求めること自体に対して私の立場では答弁できかねますので、ご理解をお願いいたします。

次に、団塊世代の退職の所得水準と人数についてですが、町の退職被保険者数は増加傾向にあり、平成16年度平均では861人でした。平成17年度平均では923人、平成18年度平均では978人の見込みとなっており、60人ほどずつ増加しております。平成19年度におきましても退職被保険者数は増加するものと予想しているところです。しかし、退職された方々の健康保険制度の適用につきましても、個々の事情により社会保険等の任意継続や扶養など選択制があり、必ずしも国民健康保険に加入されるわけではありません。そのため、今後の国民健康保険への加入者及びその所得水準の数値等を把握することは困難であることにご理解をお願いいたします。

次に、県補助の増額と一般会計からの繰り入れについてですが、現在一般会計からの繰り入れは、事務費や出産育児一時金、基盤安定負担金、財政安定化支援事業及び必要と認められている保健事業の経費が法律等で認められております。その範囲の中で町としても毎年度一般会計から繰り入れを行っており、19年度においては1億4,900万円を一般会計から繰り出すこととしております。国民健康保険制度は受益と負担の公平の原則に基づいており、ほかの医療保険制度の被保険者にかかわりが生ずる負担は求められないものと考えられる旨、県の考え方が示されておりますので、県の一般会計からの補助も新たな観点での町の一般会計からの繰り入れも現在の制度運営の中では難しいものと認識しております。

次に、申請減免のPRについてですが、国民健康保険税の減免制度や分割納付につきましても、災害や盗難等著しい損失を受けたなど特別な事情がある場合に適用になる旨、これまでも町広報に掲載してきておりますが、さらに納税相談等の際にもお知らせしているところです。また、議員もご存じのとおり、低所得の方々にはこれまでも7割、5割、2割の軽減規定を適用してきております。今年度も町広報7月号あるいは8月号でこれら制度の周知を図りたいと考えております。

すので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、地方交付税から見た子育て税についてですが、現在県では子育て支援及び教育の充実を記した子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョン案を策定し、その財源として県民税に上乗せして県民に新たな負担をお願いする、いわゆる「子育て税」を検討していることは皆さんご存じのところですが、現在県では私ども自治体を初め、議員もご指摘のとおり県民からも広く意見を伺っているようですが、子育て支援及び教育充実の施策と新たな課税の是非は、子育てや教育の分野で目指す姿に現在何が不足し、将来何を充実させることが必要なのかを議論し、その上で新たな負担の意義を整理していくことが大切なことではないかと私は考えております。そうした考えを下地にして、現在県が提示しているビジョン案並びに施策メニューを見渡してみますと、さまざまな見方があるところですので、今後さらに内容等について慎重に議論していくことが必要ではないかと考えております。

いずれ、こうした検討の背景の一つに、議員ご指摘のとおり地方財政の状況があるものと私も認識しております。その地方財政の根幹となる地方交付税についてですが、議員もご承知のとおり、三位一体改革により非常に厳しい状況になってきており、美郷町においても平成18年度は17年度より約3.3%、1億7,600万円が減額交付となっております。地方交付税の歳入に占める割合を見ても、平成17年度が41.2%であるのに対し、平成18年度は3%増の44.2%と大きな割合を占めております。自主財源の少ない私ども美郷町においては地方交付税に頼らなければならない財政状況にあり、この削減は行政運営に多大な影響を及ぼすことになります。

平成19年度においても、国の地方財政対策によりますと地方交付税は18年度より4.4%の減額となっているほか、既に発表されている「骨太の方針2006」にも今後5年間の歳出削減計画が盛り込まれており、計画どおり進みますと議員ご指摘のとおり町としましても今後の行政サービスを現状のまま維持することは困難ではないかと考えております。そのため、現在町ではこうした流れを見据えながら、各般の施策等について見直し作業に着手しておりますが、こうした内部での対応策と合わせ、一方では県町村会や地元国会議員等を通じて地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保するよう、国に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上をもって答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 農業委員会会長、登壇願います。

（農業委員会会長 蒔野賢之輔君 登壇）

○農業委員会会長（蒔野賢之輔君） 武藤議員の質問にお答えをいたします。

農業委員会では農作業賃金・料金の決定に当たっては、町村合併後は毎年4月の総会、今年は4月10日の総会において協議案件として協議し、農作業賃金・料金を昨年と同額として決定いたしております。賃金・料金の決定に当たっては、議員のご指摘のとおり次の点を留意しながら決定しております。

一つ目として、美郷町農業委員会では標準小作料算定と同様に考えまして、美郷町農業の平均の基礎として水田耕地面積は243アール、トラクターは25馬力、田植機は乗用6条植え、そしてコンバインは3条刈りグレンタンク使用を標準としております。

二つ目として、近隣市町村との近年の農作業賃金・料金を参酌しながら、均衡が保たれることに留意をいたしております。

三つ目として、JAの営農センター及び関係機関との連携を図っております。

以上の3点を留意しながら緩やかに調整し決定しております。なお、集落営農の推進に当たっては、美郷町農業委員会でも町、関係機関と連携を密にしながら、農業委員は地域における世話役であることを再確認、認識し、相談活動を今まで以上に強化し、その育成推進をいたし、何せ集団管理による低コストということが一番大きくなるかと思えます。そして、生産性向上を図ることに努めまして、元気で力強い美郷町農業の実現のために頑張る所存でございます。今後ともよろしくご指導をお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君。時間ですが、再質問ありますか。

○9番（武藤 威君） 議長が許せばすぐ終わりますので。

○議長（伊藤福章君） はい。1点だけお願いします。

○9番（武藤 威君） 1点だけ。

一つ目の国保についてでございますけれども、私は払うことができないから払わない人を問題視しているわけではないと。保険料を払えない人を何とするかと。やはりその影響、実態を把握しておかなければできないのではないかと。例えば、かぜを引いて思ったら買い薬、熱冷まし飲んでおったら肺炎になってしまったとか、高血圧をそれこそ買い薬で医者に行かないで脳溢血になってしまったとか、腹痛を我慢していたらそれこそただのトンぷく、赤玉飲んでいたら盲腸になったとか、そういう問題もこう出てくる可能性も十分にあるわけでございますので、やはり何らかの調査も必要ではないかなと。

それ一つと、それから、二つ目ですけれども、国保自体の性格が私が議員になったあたりは農

業やっておるとか自営業者とか、そういう人たちが国保だったけれども、今生活、例えば仕事なくなると。特定の何と言うか、不安定雇用の労働者とか、それから低所得者中心の保険にこう変わってきて、やはりだんだんに払えなくなっている中で、やはりこの長年ずっと見てみますと、やはり議員として、町としてみれば国庫負担率は一方でどんどんと下げられてきた。結果、保険料がこう高くなってしまったというのが現状ですので、そういう中で町長もやりくり、町としてのやりくり難しいと思いますけれども、お互いに考えていかなければできない問題だなと思っております。

それから、もう一つですけれども、やはりさっきから選挙、選挙と言われましたけれども、ほとんど県議選のとき「子育て税に私賛成します」と言った方はなかなかおりませんけれども、2月8日の県議の2007年度の一般会計予算が採決されたわけでございますけれども、そのときはやはり子育て支援税を推進するための案件も出たけれども、だれも言わないでこう賛成してしまったと。本当に情けない1票を投じたなど。私は別の人に投じましたけれども。

それから、農作業のあり方ですけれども、蒔野会長さんも「均衡とれた」と言われますけれども、例えば同じあきたこまちの値段が世間全般で幾らも変わらないで、県北でも中央でも県南でも、しかしながら、例えば農地の出し手、借り手、例えば秋田市周辺では「何とかおれの田やっってください。ただでいいですよ」と、盆と暮れに酒とビール届けると、そういう状況のもとで、南秋の方に行けばもっと安いと。同じ美郷町でも、例えば仙南と横手の境、田一反歩違って格段の差があると。やりくり大変だと。やはり最後にお問い合わせしておきますけれども、蒔野会長もベテラン会長になっておりますと聞いておりますので、やはり県の方にもそこあたりを駆け合っていたきたい。そのことをお願いして終わりいたします。

以上です。

○議長（伊藤福章君） これで9番武藤 威君の一般質問を終わります。

これにて10分間休憩します。

（午前11時03分）

---

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時13分）

---

## ◇深 沢 義 一 君

○議長（伊藤福章君） 深沢義一君の一般質問を許可いたします。深沢義一君、登壇願います。

（17番 深沢義一君 登壇）

○17番（深沢義一君） 通告に従いまして、2点についての農業問題を1問1答により行います。

初めに、戦後農政の一大改革とも言われる米政策改革も今年度からは需給調整を農業者、農業団体が主体となって行うことや、施策の対象を担い手に限定するという品目横断的経営安定対策のスタートなど、平成22年度を目標年度とした米づくりの本来あるべき姿に向けて新たなステージへと踏み出したところであります。当町においてもそれら国の方針に従いながら町としてでき得る限りの対応をし、その結果、先ほどの町長よりの行政報告にもありましたように、50を超える集落あるいは法人といった今後の美郷農業の中核となるであろう組織が誕生しておるところであります。今後とも町の基幹産業である農業が安定的に健全な経営あるいは組織運営がなされるよう、町としてのリーダーシップ、バックアップを期待するものであります。

さて、これまでも同様の質問をしておりますが、私の考え方の根底となるものは、今のこの厳しい農業情勢に対してこれまでと同じ経営では今よりも悪くはなってもよくはならないという現実、働いても働いてもそれが収入に結びつかない、あるいは収入はあっても思うような所得につながらないといった経営体崩壊にもつながりかねないような、そんなことがあってはならないということからであります。また、美郷町の基幹産業である農業振興なくして町の活性化はあり得ないと思うところからであります。古来より国内有数の穀倉地帯として稲をつくり続けてきたこの地域においては、経営内容の変革は意識改革の伴う大変難しいところではありますが、今こうして約60という組織ができ上がり、時代に即応した体制をつくり上げようとしているところでもありますので、いま一步踏み込んだ積極的な経営指導が必要であると思うところからであります。つまりは、ただ寄り合っただけの経営体では持続は難しいものであり、それぞれの経営体が継続した安定経営をしていくためには、より具体的な指導、助言を農業団体と一緒に進める必要があると考えるからであります。

昨日のある新聞にショッキングな記事が載っておりました。青森県津軽での借金を苦しめたリンゴ農家の心中未遂事件であります。その記事にはこのようなことが書かれてありました。見出しが「借金苦 リンゴ農家心中未遂 猶予判決涙の再出発」とあります。「殺人未遂容疑で逮捕、起訴された女の裁判で浮かんできたのは、つくってもつくっても借金を返せない津軽のリンゴ農家の窮状だった。裁判に向けては、寛大な刑を求めて地元の集落での嘆願書の署名運動が起

き、100人を超える住民が署名した。署名した男性はこう言った。「人ごとではない。1,000万円単位の借金は半数以上の農家が抱えている。数年前も仲間の1人が自殺した」。バブル崩壊後リンゴの値崩れが始まった。特にジュース原料に回す傷物のリンゴは輸入物に押され、20キロ1,500円前後から100円までに下がった。残留農薬の基準が厳しくなり、それに対応した新しい農薬が出るたびに出費がかさむ。春先に農協からツケで農薬を買い、秋にリンゴの代金で清算するが、リンゴ価格が低迷する現状では借金を返すのは難しい」といった記事でありました。

同じ農業を営む者にとって決して他人事とは思えない記事であります。今さら言うまでもありませんが、農産物を取り巻く状況は一段と厳しさを増す中にあり、とりわけWTO交渉などによる米市場は予断を許さぬ状況にあるわけであります。集落営農あるいは個別経営体が窮地に陥ることのないよう、行政サイドからの物心両面、特にソフト面におけるサポートをお願いしたいと思うところであります。当地においては、リスクの分散も考えますと、土地利用型と施設利用型というような複合経営が最も安定した経営形態になるのではないかと私なりに考えますが、あわせて冬期間、11月から3月までの収益をいかに確保するかが課題、かぎとなるのではと考えます。町長は美郷町農業の望ましい形態、姿をどのように考え、また、どのような取り組みを考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の美郷農業についてですが、議員がおっしゃるとおり今年度から経営安定対策等大綱に基づく品目横断的経営安定対策の推進に向けて、町内でも認定農業者の育成に加えまして、新たに農業生産法人や集落営農組織が59組織設立されるなど、効率的で持続的な農業経営体の確立に向けた取り組みが緒についております。町としましても基幹産業と位置づける農業が今後とも地域を支えていく基礎的産業として展開されていくよう、そして地域のコミュニティー形成に一定の役割を果たしていくようにその振興に努めてまいります。その生産体制については個人か組織かを問わず、さまざまな環境変化やニーズに対応できる強さを備えた地域農業の担い手が牽引していく体制になることが今後の地域農業には必要であるというように考えております。

そのため、これまでも町では地域農業の担い手育成に向けて施設整備等への支援策を講ずるとともに、農用地の利用調整や栽培技術等のいわゆるソフト事業を展開し、支援策を講じてきております。今後ともこうした取り組みを可能な範囲で継続するように努めるとともに、持続的な経

営を目指しての経営指導等についても専門的、知識を有する県や、実務に詳しい農業団体と各種制度に精通している私どもが役割分担をしながら推進し、認定農業者並びに組織経営体の安定的な営農展開を支援してまいりたいと考えております。とりわけ、経営指導につきましては、労力の適切な分散や機械設備の幅広な利活用による経営コストの効率化などが重要と考えており、複合作目の選定や適切な経理の推進等について関係機関との連携のもと、その指導強化に向けた取り組みを推進してまいりたいと存じます。

いずれ、具体には、今年度は品目横断的経営安定対策の初年度として、担い手及び集落営農等への経営や営農指導を推進するための関係機関とともに「担い手アクションサポートチーム」を設置し、担い手への総合的なサポートに取り組んでいるところですし、また、集落営農を個別具体的に責任を持って指導する体制として、関係団体と調整を図りながら担当制を敷くように取り組みを調整しているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

いずれ、美郷町農業が今後とも地域を支える産業として展開していくために町が行うべきさまざまな取り組みについては、関係団体と連携を図りながら、さらに今日本が抱えている農業の根幹の問題である生産構造の単一化ではなく、複合作物を導入した複合経営の確立によって体質が強まるような方向で取り組みを重ねたいと存じます。

以上をもって答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。再質問ですか。（「はい、再質問です」の声あり）

許可します。

○17番（深沢義一君） 町長の答弁にありましたように、どうかひとつ強力なサポート体制ということで、美郷町にあるべき姿と言いますか、形態を示しながら、技術面あるいはソフト面のサポートをひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

ところで、これが再質問になるわけなんですけど、現在町ではブランド品目をこれまでの12品目から7品目を加えた19品目として多様なニーズに対応しておるところでありますけど、立地条件から適地適作という観点、あるいは労働力という人的要素、そして収益性という点からのそれぞれの設定と思ひますが、19の支援対象品目との設定はありがたい、そしてよいことだなと思ひます。ただ、こうした場合に、ブランド品目の確立という点ではやや弱い面があるのかなというふうな感じをいたしますが、言いかえれば、ブランド品目19品目の設定の中にも特産品といった特に力を入れるというようなもの、重点品目の設定も必要ではないかな、そんなふうと思ひますが、町長の考えを伺ひたいと思ひます。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席で結構です。

○町長（松田知己君） 再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり19品目に幅を広げましたのは、水田農業の構造を稲単一構造からいかに幅広の複合経営を確立させるか、そのために導入部分として対象となる作物を広げることによって、それに取り組む農家数を定着あるいはふやす。それから、その取り組みによってさまざまな部会に参加しやすくなることよっての複合経営の確立を目指しているわけですが、町として特産的な重点品目を定めるべきというふうなご指摘についても、そういった考え方について必要性は認めるところであります。

ただ、重点品目の絞り込みにつきましては、行政単一の考え方では成立いたしませんので、とりわけ出荷を担っております農業団体、それから農業者自身の意向、こういった幅広い観点での協議を踏まえて重点化について絞り込みをするということが必要であろうと思いますので、今後町の全体的な土地利用状況、それから集落営農の推進状況、さらには、作物の栽培の全国的な流れ等を踏まえて、関係団体と協議してまいりたいと存じます。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。再質問ですか。（「いえ、違います」の声あり）

○17番（深沢義一君） はい、わかりました。

私今手元に17年、18年、19年の「水田農業構造改革対策への取り組み」という冊子、これ非常にいい冊子になっていると思います。すべての美郷町の農家がこれによって指針を見出しながら進めていることだと思います。これが17年と18年ですと、「目指して」という言葉がありました。それが今年度からは「実現に向けて」ということで、実現、反対に言えば「現実」が今ここに来ているということをあらわしていると思います。そういう意味において、ひとつ町の特産のサポート、よろしくお願ひしたいと思います。

ところで、そのサポートということに当てはまりますが、二つ目の質問をいたしたいと思ひます。ブランド品目の支援について質問であります。

町では先ほど申し上げましたように19品目を美郷ブランドと位置づけ、ブランド品目確立のためにさまざまな作付支援を行っておるところであります。現状では水田農業における転作作目という観点からの助成対応がほとんどの状況であり、町内の畑地での作付者からは「残念だ」という声が聞かれます。本町耕地約6,760町歩のうち、畑地は約460町歩あるわけであります。その畑地で頑張っておられる方々も少なくありません。

先日、JA秋田おばこ仙南地区管内のブランド品目作付状況を調べてみましたところ、69名の

方々がブランド品目を作付しており、その面積は813アール、8町1反3畝となりました。そのうち畑地での作付者が12名、80アール、8反歩という数字でありましたけれども、頑張っておられる方がいるという数値が出てきました。この中には私の知り合いになりますけれども、トマトあるいはアスパラガスといったブランド品目を畑地、自分のうちの畑で栽培しておられる専業農家2軒も含まれており、その方々からの「おれだのことも何とか考えてくれで」といった声も実際耳にしております。

水田農業構造改革対策としての産地づくり交付金だから、畑地に栽培しているブランド品目は対象にならないと言ってしまうばそれまでです。ですが、頑張る農業者を応援する体制、安定した経営を目指して今ブランド品目に取り組んでいる農家、その農家を支援する考えに立つならば何とか支援してやりたいものと考えますが、町長の考えを伺うわけであります。

あわせて、ブランド品目出荷助成についても現在4月から12月までの販売実績に対してとありますが、菌床シイタケや寒締めハウレンソウ、あるいは促成のアスパラバス栽培など、1月から3月までの出荷に一生懸命取り組んでおられる方々もおりますので、そうした方々への支援も昨年に行ったというふうなことで聞いております。こうしたことに対してもぜひ支援をお願いしたいものと思っておりますが、お伺いをいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ブランド品目支援についてですが、水田農業を基幹とする美郷町の農業振興の柱は、美郷町水田農業推進協議会で策定しました「美郷町地域水田農業ビジョン」となりますが、その中で複合作目の振興に関しては、米の生産調整の推進、並びに水田の畑地利用を基本としたブランド品目19品目を定めるとともに、国からの産地づくり交付金を活用し、その定着と拡大に努めているところです。したがって、議員ご指摘のとおり、現在のブランド品目に対する支援は転作作目の支援策という前提に立っております。

一方、畑地における生産につきましては、もとより土壌条件等が野菜等の栽培に適した状況となっておりますので、水田を畑地として利用する場合に比べて困難な点が少なく、より有利な作物選定や栽培技術等の導入が可能と存じます。そのため、現段階では畑地でのブランド品目生産への助成策等は検討しておりませんが、生産対策の一環として今後農業団体等の取り組みについてどのように検討されているかを把握し、行政がお手伝いできる部分があるかどうかを内部で

議論してまいりたいと存じます。

いずれ、ブランド品目の生産につきましても、労力の分散や水田の有効利用のみならず、一定のロットを確保することで有利販売に結びつけていく観点がありますので、畑地においてもどうかブランド品目を作付していただき、幾らかでも有利販売につなげていただきたいと思います。

次に、ブランド品目の出荷助成についてですが、国から交付される産地づくり交付金を財源として活用している関係から、かねてから1月から3月の出荷作物についてはこの交付金事業の対象としておりませんでした。しかし、昨年度までは県の単独事業である「地域でつくる水田農業支援事業」を活用して、冬期栽培品目への出荷助成を行っておいりましたので、年間を通じた助成体系になっていたところでした。今年度は「秋田の水田農業チャレンジ対策事業」に事業が組みかえられ、残念ながら昨年度までのような冬期栽培品目への出荷助成が難しい状況となっております。町としましては、「秋田の水田農業チャレンジ対策事業」の中で昨年度と同様に冬期栽培品目への出荷助成ができないか、既に県の方に検討をお願いしているところです。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 質問の終わりに一言述べて終わりたいと思います。

今の町長の答弁にありましたように、県なりに要望もよろしくお願ひしたいと思ひますし、経営の安定に向けてということを一歩第一に考えていただき、何とか町としての支援もよろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○議長（伊藤福章君） これで17番深沢義一君の一般質問を終わります。

---

#### ◇中村利昭君

○議長（伊藤福章君） 次に、6番中村利昭君の一般質問を許可いたします。中村利昭君、登壇願ひます。

（6番 中村利昭君 登壇）

○6番（中村利昭君） 県や国、大幅な行財政改革の中で19年度の美郷町予算が歳入不足の中で編成され、大変厳しい経営、行政経営が行われていることに対しては理解を示すとともに、予算の執行に当たっては大変ご苦勞なさっていることに感謝を申し上げまして、質問に入らせていただきます。

言ってみれば、観光の取り組みということについてのご質問に入らせていただきます。

ことし2月に美郷町観光協会が主催の町おこしに関する懇談会が開催されたわけですが、今後の美郷のまちづくりについてさまざまな提案がされており、特に清水については現状分析から将来構想にわたり詳しく説明をされており、大変興味を持って見させていただいた資料がございました。この資料の中では、この六郷地域の清水を観光の目玉としてとらえているように思いますが、近年では地下水の低下が著しくなっており、今後の対策の必要性についても触れられております。町長も施政方針の中で、自然にやさしいまちづくりを目指して、町内の河川等の水質の検査を実施し、次世代に継承できる水環境保全の理解と協力を尽くす啓発条例を年度内に制定したいという目標を掲げられておるようでございます。この取り組みについては、当然この美郷づくりのためだれもが必要と考えているものと思います。が、そうそう短期的に解決できる問題ではなく、長期的な時間を要するものと思われまます。

そこで、清水にかわる観光の目玉が必要なわけではありますが、この地域には幸いにも歴史的に価値のある蔵が多数あり、清水に匹敵するくらいインパクトの持った事業展開ができるのではないのかというふうに私は考えております。この美郷町には幸いにも歴史の研究、調査、そして機関誌の発行と幅広く活動しておる会があり、地域の歴史を語る上で大変重要な団体であると思っております。また、歴史に深い興味を持ち、その時代の裏側に隠されたエピソードなどを研究されておる個人の方もおられ、これらの方々のお知恵を拝借しながら、数多くの寺の中から数カ所を選び、美郷町観光の目玉として、シンボルとしてこの事業を生かした観光が可能ではないかと思うわけですが、このお寺さんの関係には当然住職初め各檀家の皆様方からご理解を必要と思っておりますが、町長のお考えを伺いたいと思っております。

2点目は、美郷町の観光には、道の駅「雁の里せんなん」が観光案内のためには必要であるということについてご質問いたします。

この道の駅「雁の里せんなん」の果たす役割は大変重要な位置になるかと私は見ております。この道の駅は美郷の南の玄関口であり、すぐ近くには歴史的にも有名な「後三年の役」の古戦場があり、横手市では後三年の合戦920年事業として、雄物川、沼柵、大鳥井柵、そして金沢、八幡神社の金沢柵を初め、この地域一帯を観光ルートに乗せられるのではないかと検討されていることも聞いております。また、この地域にはたくさんの観光の宝物が眠っている場所ではないのかなと関心を持っている一人でございます。

この開発には美郷町単独での開発は限界があり、横手市との連帯が必要なものだと思っております。また、この地域を訪れる関東や南東北の観光客をこの地域で2時間ないし3時間滞在してい

ただくことにより、秋田県内に宿泊する観光客の数が増加すると予測される方もたくさんおられます。この地域一帯の観光開発に多方面に影響のあるこの道の駅だと思っております。しかしながら、この道の駅にはこれと言った目玉もなく、以前も申し上げて、旧仙南当時にも申し上げておりましたが、横手市とも協議しなければならないわけですが、近くに後三年の役金沢資料館がございますが、この移設が道の駅の東側に観光農園やその他の施設を合わせて今移設することができないのかということも検討するべきだというふうに思います。また、現在ある旧まごころハウスの施設の使用のあり方の見直し、曲がり家の使用の見直し、この全体を抜本的に活性化させるために、観光客の来場できる場所の確保に努めるべきだというふうに私は思います。

以上のようなことから、この施設全体をもっと有効的に活用するために、国土交通省と協議すべき案件ではございますが、(仮称)地域案内所を道路情報施設と公衆トイレの間に設けることができないのかどうかということについて、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。答弁よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤福章君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

観光の取り組みについてですが、美郷町の涌水群を訪れる観光客はここ3年間の平均で約19万6,000人と町観光協会から報告を受けておりますが、短時間での通過型観光客が大半を占めているのではないかと思います。町内での滞在時間をより伸ばし、地域活性化につなげていくためには、既存観光スポット同士の結びつけや新たな観光スポットの掘り起こしが必要なものと存じます。そのため、町では今年度「発見 美しい美郷の風景10選フォトコンテスト」を実施し、隠れた美郷の観光資源を発見するとともに、既存の観光資源を再認識し、それを結びつけていく取り組みに着手したところです。美郷の風景や歴史、それから自然構築物を改めて見つめ直し、美郷らしい風情を提供できる観光資源を見つけ出し、これまで以上にご来町者が増加するとともに、観光効果を大きくしていくように努力を重ねてまいりたいと存じます。

議員ご質問の六郷地区の寺院につきましては、歴史的な背景などがあることは議員もご指摘のとおり皆さんがご承知ですが、歴史文化を研究されていらっしゃる団体や観光団体等のご意見も伺ってまいりたいと存じますし、さらにこれまでの経緯や、議員がご指摘のとおり寺院の関係者のご意向もあるものと存じますので、町としては現在権利を何ら有していない段階ではあります。具体的な答弁は差し控えさせていただくことにご理解を願いたいと存じます。

次に、道の駅についてですが、道の駅はドライバーなど旅行者への地域情報提供や安全・安心な休息の場として整備をし、開業当初から地域観光の案内所として位置づけているところですが、そのため県内各地の観光紹介のパンフレットも備えつけているほか、周辺の観光案内をする案内所として玄関に看板を設置するとともに、道の駅独自の案内パンフレットや観光紹介に関する従業員教育も行っている旨、指定管理者からも報告を受けております。そういうことで、既に地域案内所としての機能は有しているものと認識しておりますが、議員がご指摘のとおり町の玄関口の一つとして、また、国道13号線沿いにある拠点施設として重要な施設でありますので、今後近隣の観光資源の利活用も含めてより一層町の情報発信基地としての役割を強化するように検討するとともに、指定管理者とも協議してまいりたいと存じます。

なお、近隣市が所有する施設の移転等につきましては、私の立場で現段階では答弁できかねますのでご理解をお願いしたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 6番中村利昭君、再質問ですか。（「はい」の声あり）はい、許可します。

○6番（中村利昭君） 今町長の方から現状でもそういう地域の案内所の役割は示されておるといふふうな認識だといふふうにご答弁がございましたが、私は今あの施設を見ますと、確かにそういうことの取り組みもなされているということ、たびたびあそこを訪れて話をしたり、状況を確認したりしておりますが、国土交通省の休憩所、あそこ見ますと、ほとんどが空白の時間が八、九割方空白時間、多くても10名を超える日はほとんどなさそうです。それで国土交通省のOBさんと言えはちょっとあれなんですけれども、そういう内情を知る方に問い合わせたところ、「非常にその地域がその施設を必要だといふふうな思いがあれば、届くかもしれないよ」といふふうなお話がございます、観光案内所ということになれば、国交省が観光開発するわけがないということの前提に立って、「その地域の案内をするためのそういう場所としての活用は協議次第ではなり得る可能性があるよ」といふふうなお話もありましたので、できればそこら辺ももし具体的にアクションされるあれはないのかどうかということについて、ひとつお尋ねしたいと思えます。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えしますが、国土交通省が所管しております休憩所について、利用が少ないその原因となっている部分をつぶさに検討してみないとわからないわけですが、今現在利用者が少ない状況で地域案内人を置くことによって利用が格段ふえるかどうか

かは想定つきませんので、答弁は難しいわけですが、いずれ今現在の物産等を販売している町が所有している部分につきましては、年間の利用者数がかなりの人数利用していただいておりますので、その場所でさまざまなご要望におこたえするというふうな対応をより充実強化していくという方が現実的な気がいたします。

また、国土交通省の休憩所につきましては、その利用について一定の制限があるということを以前伺っておりますので、そういった利用制限との兼ね合いも出てくるものと存じますので、まずは今既に案内所として機能を有している町所有施設において観光の情報を提供するということの充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤福章君） 6番中村利昭君。

○6番（中村利昭君） 観光についてはそれでわかりました。

次に、それでは町営住宅の管理のあり方ということの質問であります、質問要旨のとおりでございまして、そのものずばりでございます。

最近町営住宅を訪問する機会がありまして、順次めぐって歩く中で、見るに見かねるような使い方をされている場所もありまして、玄関口だけ、外見だけで判断することは適当ではないかもしれませんが、答えはそんなに間違っていないのではないのかというふうに思います。このようなケースはだれが管理するべきか、町の条例を見まして修繕費の負担区分を調べたところ、明確にされておりましたが、なぜあのような状況になるまでほったらかしておくのかなというふうなケースがあります。そういう管理のあり方について、これは所轄の課で定期巡回しているものか、自主的管理にゆだねているものか、そこら辺についてひとつお答えいただきたい。

そして、もう一つは、新築された住宅、例えば近年では塚住宅であります、そのような魅力のある住宅の入居者の選考の基準についてであります、多分どの住宅の選考基準もそんなに大差はないものだというふうに思いますが、これは入居を希望される方の中で運よく抽選会場へ行ったときだそうでございますが、一目でこの方は町の基準に合っていないなというふうな見方をされる方が当選したり、不自然さが目立つというふうに複数の方々が苦情を申しておられました。例えば、有名ブランドのバッグを提げて身の回りには装飾品を目いっぱいちらつかせて、どう見てもおかしい方が入居されるようなケースがあったというふうに言っております。これは多分書類が適正に通ったということでそのような事態が発生しているものというふうに思いますが、このような、これまた外見だけで物事を判断するということは大変に失礼なことだとは思いますが、見た目ということも十二分に参考になるやに思いますが、このような住宅の入居に対す

る選考の基準はどのようになっておるのかということについてお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町営住宅の管理方法についてですが、現在町で管理しております町営住宅は11カ所、182戸ですが、いずれの町営住宅におきましても入居者は住宅及び建物の敷地、さらに共同施設がある場合にはその施設を含め、必要な注意を払い、これを正常な状態に維持しながら利用することが義務づけられております。こうした入居後に守らなければならない管理上の決まりや手続については、入居時に「入居のしおり」を配付し、説明をしております。入居者が管理すべきこととして一例を挙げますと、屋内においては障子やふすまの張りかえ、室内灯電球等の修理や取りかえですし、屋外では建物周辺の除草や排水溝の清掃など、周辺の美化に努めることです。

一方、町につきましても、住宅の利用人数や移動状況等の把握や、入居者からの申し出などを参考に、公営の賃貸住宅として適正な状態に整備しておく責務があります。したがって、常に使用に適する状態に維持するための修繕等を行い、住宅環境を整えてきたところです。一例を挙げますと、屋根や外壁の塗装、設備の更新、その他入居者の責めを負わない修繕などがあります。町ではこれまでもこうした管理区分において適正に施設管理に努めてまいりましたが、今後ともそうした管理に努めるとともに、入居者に対しまして施設の適切な利用及び周辺環境の保全など必要な指導を行ってまいりたいと存じます。

次に、新築の入居者選定基準についてですが、町営住宅への入居につきましても、美郷町町営住宅条例に基づき選考を行っており、新築の町営住宅も同様の取り扱いです。町営住宅は住宅に困窮する低所得者を対象に整備した住宅で、広くかつ公平に住民の利用に供せられるべきものです。そのため、入居者の募集については、災害による住宅の滅失などの例外を除いて町の広報にその情報を掲載し、広く公募しております。募集期間終了後、応募者を審査し、決定することになりますが、申込者数が募集戸数を上回る人が多いので、この場合現に住宅に困窮していることが明らかな方など、町営住宅条例9条で定めるところにより選考することになります。しかし、それでも選考基準を満たしている方が募集戸数を上回ることが多いため、申込者による抽選を行い、公正な方法で選考して入居者を決定しておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、議員もおっしゃいましたが、外見等でその方々の入居の要件を判断するという部分は難しいことでもありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 6番中村利昭君。

○6番（中村利昭君） 当然外見で人を判断するというは大変あつてはならないことなんですが、当然書類審査の中に所得の証明だとかということで、そういう項目あること、59条あるこの住宅関連のあれを、町営住宅の決まりを見る中で、そういう項目はありませんが、所得証明がもらえなくても収入があるとか、ないとかいうことは、多分外見では判断つかないというふうなことにはないというふうに思います。多分そういう所得証明が出なくても、そういうふうなことについては周辺から事前の情報やら何やらさまざま、現在は個人情報保護法のもとにプライバシー保護は大変進んでおるかと思えますけれども、そういう状況の中でもやはり「これはちょっとおかしいな」と疑問を感じたら、やはりもう少し調査のあり方については検討を要するのではないのかなど。

それこそ本当に住宅に困窮しておって、本当にこういう住宅に入りたい、こういう住宅を利用したいというふうな本当に思っている方がなかなかありつけなくて、さまざまそういうふうな会場で見ると不思議に思っているという現状については、今後はどうか一つの改善すべきことではないのかなというふうに思いますし、また、確かに普通一般的な住宅であっても借り主が当然責任を持ってやるということについてはわかりますけれども、それを管理する側の定期点検というんですかな、自主的なそういう管理のあり方にゆだねるだけでなく、やはり町としての財産をきっちり使っていただくというためにも、やはり所轄の担当課で定期的なパトロールというんですか、定期点検ですか、そういうことをやるような条項がないと私は見ていたんですけれども、そういうものを設ける気はないでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたしますが、所得に関しましては、入居を申し込みする際に所得に関する証明書を添付する義務がありますので、所得は私どもの方で把握しながら選考しているということでご理解をお願いします。

それから、巡回につきましては、不定期に担当課の方で巡回しております。昨年度において、ある町営住宅におきましては年間9回訪問している実績もありますので、そうした形で町の方として町が管理すべき部分の管理のために巡回することにご理解をお願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 6番中村利昭君、再質問ありますか。

○6番（中村利昭君） はい、ないです。わかりました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤福章君） これで6番中村利昭君の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

14日午前10時本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 0時05分）

